

# 全日本学校関係緑化コンクール実施要領

公益社団法人国土緑化推進機構  
(一部改正) 国緑31第68号  
平成31年3月11日

## 1 趣 旨

学校を中心とする緑化活動は、次の世代を担う青少年の緑化意識の高揚はもとより、国土緑化運動の推進のためにも、きわめて重要な意義をもつものである。よって、青少年の緑化活動および学校における緑化教育を一層推進するため、学校関係緑化コンクールを実施する。併せて、学校関係緑化の協力者を表彰する。

2 主 催 公益社団法人 国土緑化推進機構

3 後 援 文部科学省 農林水産省 日本放送協会

## 4 コンクールの種類

- (1) 学校林等活動の部
- (2) 学校環境緑化の部

## 5 応募資格および条件

### (1) 学 校

#### (ア) 学校林等活動の部

小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、並びに特別支援学校で、広く森林（当該林と学校とのかかわりについては、それが所有権によるものか使用・貸借契約によるものか等のいかなを問わない。以下「学校林等」という。）を計画的、組織的に活用して、児童・生徒の緑化に関する教育、森林体験学習等（高等学校における林学科のみの活動を除く。）に顕著な教育効果がみられる学校（前年度に、本コンクールで特選、準特選を受賞した学校及び全国レベルの緑化に関する表彰等において本コンクールの特選、準特選と同等レベル以上の賞を受賞した学校を除く。）

#### (イ) 学校環境緑化の部

小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、並びに特別支援学校で、児童・生徒等による計画的、組織的な環境緑化を進め、顕著な実績をあげるとともに、樹木等を活用して児童・生徒の緑化教育の面でも教育効果がみられる学校（前年度に、本コンクールで特選、準特選を受賞した学校及び全国レベルの緑化に関する表彰等において本コンクールの特選、準特選と同等レベル以上の賞を受賞した学校を除く。）

### (2) 協力者

学校関係緑化に特に功績のあった団体または個人（原則として公職者を除く。）

## 6 申込

所定の様式（学校林等活動状況調書（様式1）、学校環境緑化実施状況調書（様式2）、学校関係緑化協力状況調書（様式3））により作成した調書を都道府県知事に提出する。

## 7 審査および推薦

### (1) 都道府県知事の審査および推薦

#### (ア) 学 校

都道府県知事は、学校林等活動状況調書および学校環境緑化実施状況調書を審査し、学校林等活動の部、学校環境緑化の部のそれぞれについて、小学校、中学校、高等学校

別に（義務教育学校、中等教育学校および特別支援学校は主たる活動の学校種とする）、原則として優秀校1校を選定し、その調書を国土緑化推進機構に推薦する。この場合、コンクールの種類別に小学校、中学校、高等学校別の参加校一覧を付記する。

(イ) 協力者

都道府県知事は、学校関係緑化協力状況調書を審査し、その調書を国土緑化推進機構へ推薦する。

(2) 中央審査会および審査

(7) 中央審査会の審査員は、国土緑化推進機構理事長が委嘱する。

(イ) 学校林等活動の部

中央審査会は、都道府県知事が推薦した学校について審査し、必要に応じて現地調査を行い、小学校、中学校、高等学校別に、原則として、特選校1点、準特選校2～4点、入選校を若干選定する。

(ウ) 学校環境緑化の部

中央審査会は、都道府県知事が推薦した学校について審査し、必要に応じて現地調査を行い、小学校、中学校、高等学校別に、原則として、特選校1点、準特選校2～4点、入選校を若干選定する。

(エ) 協力者の選定

中央審査会は、都道府県知事が推薦した団体および個人について審査のうえ、優秀なものを選定する。

## 8 表彰の種類

(1) 学校林等活動の部

小学校、中学校、高等学校別に次の賞を授与するとともに、特選小学校に日本放送協会会長賞をあわせて授与する。

- 特 選 農林水産大臣賞
- 準特選 国土緑化推進機構会長賞
- 入 選 国土緑化推進機構理事長賞

(2) 学校環境緑化の部

小学校、中学校、高等学校別に次の賞を授与するとともに、特選小学校に日本放送協会会長賞をあわせて授与する。

- 特 選 文部科学大臣賞
- 準特選 国土緑化推進機構会長賞
- 入 選 国土緑化推進機構理事長賞

(3) 協力者

協力者に次の賞を授与する。

- 協力賞 ノースロップ賞

## 9 その他

### 推薦書の提出

- (1) 提出先 (〒102-0093) 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館5階  
公益社団法人 国土緑化推進機構  
TEL: 03-3262-8457 FAX: 03-3264-3974  
Mail: forest@green.or.jp
- (2) 提出期限 9月末日（厳守のこと）
- (3) 表彰 翌春開催予定の全国植樹祭において行う。